

平成 27 年（2015 年）7 月 15 日

保 護 者 様

明石市立明石商業高等学校  
学校長 伊藤 雅弘

真夏の青さがまぶしいこのごろ、皆様にはますますご清祥のことと存じます。平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月18日より夏季休業に入りますが、40日間以上にも及ぶ長期休業は有効に活用すれば心身ともに大きく成長します。しかし、一方では解放感に浸って安易な生活に流されやすく、種々の誘惑を受け、問題行動を起こしたり、学習意欲を失ったりする最も危険な時期でもあります。休業中の生活につきましては学校でも事件や事故にまき込まれる事がないよう適切な指導を行いますが、ご家庭におかれましても、下記の「生徒心得」が徹底できますよう、ご協力よろしくお願い致します。

## 夏季休業中の生徒心得と生活について

### 1 計画性のある規則正しい生活の中での勉学について

- (1) 具体的な生活目標をたて、規則正しい生活を送ること。
- (2) 一学期の反省にたって不振科目を補充し、夏季課題・課題考査対策に早めに取り組むこと。
- (3) 視野を広げるため、良書を選んで意欲的に読書を行うこと。
- (4) 家族との対話の機会を多く持ち、家事を手伝うなど、家庭の一員としての自覚を高めること。
- (5) 暴飲・暴食をつつしみ、健康管理に留意し、病気等のある者はこの機会に治療しておくこと。

### 2 外出や交遊関係について

- (1) 事前に行き先・目的・同行者・帰宅時間等を保護者に知らせ、了解を得ておくこと。
- (2) 夜間外出（午後 10 時以降）は原則として禁止とする。
- (3) 外出時は必ず「生徒手帳（身分証明書）」を携帯すること。
- (4) 18 才未満の者や学生の立ち入りを禁止されている場所へは立ち入らないこと。
- (5) 男女交際は保護者の了解のもと、高校生としての自覚を持ち、節度を守ること。
- (6) 携帯電話を利用した援助交際や悪徳商法が横行しています。LINE・twitter 等への書き込みが原因となりトラブルが発生しています。携帯電話の利用にあたっては、保護者の管理のもと充分注意すること。
- (7) 近年、高校生を含めた低年齢層の薬物に対する危機意識の低さが大きな社会問題となっています。容易に薬物を入手できる社会状況下において、決して誘惑に負けることなく自制心を持った行動をとること。

### 3 旅行等について

- (1) 旅行・キャンプ・登山等は事前に保護者と十分に相談すること。
- (2) 事故防止のために周到な計画を立て、実行にあたっては細心の注意を払うこと。

### 4 交通事故の防止について

- (1) 自動車・単車等の運転・免許取得は禁止です。  
「3ナイ運動」（免許証を取らナイ・単車を買わナイ・単車に乗らナイ）の原則を厳守すること。
- (2) 自転車の右側通行・並列通行によるお叱りの連絡が多く入っています。交通規則やマナーを守り、事故に巻き込まれたり、周囲に迷惑をかけたたりしないこと。

### 5 アルバイトについて

- (1) 長期休業中アルバイトを行いたい者は、事前に所定の届出書を提出すること。条件を満たしている場合は許可する。
- (2) アルバイトの条件違反（就業時間・職種等）は、特別指導の対象となる。

6月から自転車交通ルールが改正になりました。また、10月から保険の加入が義務づけられます。未加入の者は夏休みの間に保険に加入してください。傘さし運転やスマホ使用での運転などで事故を起こした場合は保険がおりないこともありますので危険運転をしないようにしてください。

休業中に事故や問題が生じたとき等は、速やかに学校へ連絡してください。（078）918-5950

常に明商生としての自覚を持ち、社会規範や校則を守り、良識ある行動をとること。